

学校法人大阪明星学園

評議員会出席旅費・日当支給規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、学校法人大阪明星学園の評議員会出席者に対して支給する旅費ならびに日当について定める

(対象者)

第 2 条 対象者は評議員会に出席した評議員ならびに監事とする

(旅 費)

第 3 条 旅費は次の合計額を支給する

- 1 自宅より明星学園までの交通費実費
- 2 評議員会への出席に際し宿泊を伴う場合には明星学園旅費規定に準じた宿泊費

(日当額)

第 4 条 日当は次の各号により定める

- 1 明星学園より役員報酬または給与支給のある者
出席 1 日当たり 10,000 円
- 2 上記支給のない者
出席 1 日当たり 10,315 円
所得税控除 315 円
差引支給額 10,000 円

(支給方法)

第 5 条 旅費ならびに日当は評議員会開催時に現金にて支給を行う

(源泉所得税)

第 6 条 日当については所得税対象所得とし、次の処理を行う

- 1 3 条 1 項に該当する者については支給対象月の役員報酬または給与支給時に当該日当を加算して行う
- 2 3 条 2 項に該当する者については給与支給時に当該日当を給与として所得税額の計算を行う

(旅費ならびに日当額の変更)

第 7 条 日当額の変更を行う場合には、理事会における決議を要する

(付 則)

この規程は、平成 26 年 5 月 27 日から施行する。